

青 函 館 第 2 5 5 号

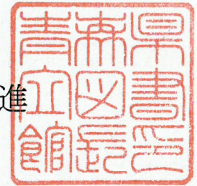
平成25年11月19日

青森県音楽資料保存協会

会長 大嶋 和久 殿

青森県立図書館

館長 川村 進



青森県音楽資料保存協会の音楽資料の取り扱いについて

平成25年10月30日の貴協会及び当館における話し合いにより、当館における貴協会の音楽資料の扱いは別紙のとおりといたしますので、よろしく
お願いします。

青森県音楽資料保存協会（以下、「保存協会」という。）の音楽資料について

青森県立図書館

1 図書館法第2条

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するものをいう。

2 青森県立図書館運営方針

青森県立図書館（以下、「図書館」という。）は、図書、記録等の資料を収集し、保存して、県民の利用に供し、市町村立図書館等を支援し、関係機関との連携・協力を進め、県民の学習活動、調査研究、読書活動を支援するとともに、地域を支える情報拠点として地域の課題解決を支援し、本県の発展に貢献します。

3 青森県立図書館資料収集方針（抜粋）

- ・地域の課題解決に資する資料、郷土資料及び本県の行政資料を積極的に収集する。
- ・視聴覚資料、電子資料等の印刷資料以外の資料についても収集する。
- ・専門的で内容が高度な資料については、大学、研究機関等と連携し、収集する。

4 保存協会の音楽資料について

上記の図書館法、運営方針及び資料収集方針に鑑み、保存協会の音楽資料については、以下により取り扱うこととする。

専門的かつ内容が高度な資料を含む保存協会の音楽資料の収集・整理・保存・活用については、保存協会と連携・協働して行う。

なお、保存協会の音楽資料の取り扱いに関しても、一般図書と同様に、著作権法などの法令を遵守するものとする。